

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	清掃事業の財務に関する事務の執行について	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成19年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
II. 収集・運搬について (オ) 見積書の内容について(監査の結果) 現在、岐阜市では契約の締結に際して委託業務の見積金額の提出を義務付けているが、当該金額の内訳を示した積算内訳書は任意提出となっている。また、会社が任意に積算内訳書を提出する場合、積算内訳書の記載様式は詳細には決められておらず、会社によって異なっている。今後、一定金額以上の契約締結の際には見積書の提出を義務付け、また、記載様式も詳細に決めることが望まれる。	記載様式の統一化については、各社それぞれの算出方法による様式があり詳細に決めることは難しい。 また、岐阜市契約規則には、委託業務に関して、内訳明細書の提出を義務付ける規定はないため、統一した様式の内訳書を求めているが全庁的な動向に合わせて対応する。	△	環境事業部	環境事業課	6281	46
III. 中間処理施設について A. 岐阜市リサイクルセンター (1) 岐阜再生資源事業協同組合に対する随意契約の妥当性について(監査の結果) 施設オープン翌年の平成10年に改定されて以降、現在に至るまで委託料(22人体制)は約73百万円でほとんど同じである。委託料の設計金額の内訳の主なものは、人件費であるが、委託先の業者は民間企業であり、岐阜市の職員ではないため、岐阜市の行政職棒給表(二)に基づいて計算することは妥当ではなく、岐阜市内の中小企業の実態に基づいた人件費の積算をすべきである。また、同一業者によって毎年ほぼ同一金額で契約することにより、競争原理が働かず弊害が生じる可能性がある。今後は、少なくとも数年に1回は、競争入札を実施することによって、競争原理が働くようにすべきである。	市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5号に「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」との規定があるため、直営施設の職員給与を基に算出している。 また、一般廃棄物の適正処理を担う本業務を安定的、継続的に実施するためには、実績と経験、専門知識を有し、設備・機器の運転管理にかかる技術、設備等に精通し、高度な処理能力を備えている必要があることを勘案して現状維持とする。	×	環境事業部	環境事業政策課 環境事業課	6281	61